

平生町告示第76号

令和3年第14回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年12月21日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年12月24日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項
 - (1) 令和3年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 工事請負契約の締結について(変更)
平生町新庁舎整備事業
 - (3) 物品の買入れについて

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
細田留美子さん	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和3年 第14回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年12月24日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月24日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第68号 令和3年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について(変更)
平生町新庁舎整備事業
日程第6 議案第70号 物品の買入れについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第68号 令和3年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について(変更)
平生町新庁舎整備事業
日程第6 議案第70号 物品の買入れについて
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 園崎 宏史君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君 建設課長 …………… 友田 隆君
総務課主幹 …………… 横田 佳幸君
総務課長補佐兼財務班長 …………… 久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第14回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年12月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名

の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

.....
午前9時15分再開

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

○議長（中川 裕之君） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第68号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第6、議案第70号「物品の買入れについて」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

先日の定例会冒頭でお伝えしましたところですが、今年、開催いたしました議会は、14回となりました。議員の皆様の多大なる御理解と御協力に改めて感謝申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新たな発生が抑えられてはいますが、年末に向けて人々の活動が活発になる中、オミクロン株による感染拡大への懸念が高まっており、予断を許さない状況となっております。引き続きマスクの適切な着用、換気、手洗い・うがい等の基本的な感染防止対策を徹底いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種につきましては、国の方針に基づき、安全に実施できるよう準備を進めています。1月21日の高齢者向け優先接種から順次実施していく予定としております。

そうした中、令和3年第14回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件、事件2件でございます。

それでは、議案第68号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は3,890万円を追加いたしまして、予算総額は71億3,239万5,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、新庁舎整備事業の追加工事に伴う債務負担行為の補正を行うほか、9月中旬の台風14号により被災した小郡農地災害復旧工事と林道大星・尾国線の災

害復旧工事に要する事業費を計上いたしております。

歳出から御説明申し上げます。

9ページの林業用施設単独災害復旧費では、林道大星・尾国線が被災しており、単独災害復旧事業として主に工事請負費に所要額を計上いたしております。

令和3年農業用施設災害復旧費では、小郡の個人が所有している農地が被災しており、補助災害復旧事業として工事請負費に所要額を計上いたしております。

令和3年林業用施設災害復旧費では、林道大星・尾国線の補助災害復旧事業として、工事請負費に所要額を計上いたしております。

戻りまして、歳入であります。

歳入は7ページからであります。

農業費の分担金では、小郡の農地災害復旧事業の受益者である土地の所有者からの分担金を計上いたしております。

県補助金では、小郡の農地補助災害復旧事業費と林道大星・尾国線の補助災害復旧事業費の特定財源を計上いたしております。

財政基金繰入金では、災害復旧事業費の一般財源に対応するため、財政基金からの繰入を行うものであります。

8ページの町債では、災害復旧事業費の財源として、借入額を補正するものであります。

戻りまして、4ページの債務負担行為の補正では、新庁舎整備事業におきまして、庁舎入口付近の外構工事の前倒しなど、追加工事に伴います債務負担行為の変更を行うものであります。

地方債の補正につきましては、災害復旧事業債の起債額を補正いたすものであります。

なお、10ページから給与費明細書を、12ページに債務負担の設定を変更する調書を、13ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和3年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号「工事請負契約の締結について」、御説明申し上げます。

令和2年第1回平生町議会臨時会、議案第2号で議決をいただいた工事請負契約を再度変更するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的であります事業名は「平生町新庁舎整備事業」であります。

契約の金額を8億8,495万円から2,373万8,000円を追加して9億868万8,000円に変更するものであります。

金額につきましては、先の12月補正予算で債務負担行為の変更で議決をいただいておりますが、その範囲内での契約変更となるもので、別途発注することとなりました太陽光発電及び屋外トイレの設置、その他追加の仕様に応じた金額に契約を変更するものであります。

このことにつきましては、12月21日に仮契約締結に至っておりますことから、議会の議決をいただいた後に本契約といたすものであります。

続きまして、議案第70号「物品の買入れについて」、御説明申し上げます。

本物品は、令和3年第4回平生町議会臨時会で、議決をいただき、購入を予定しているものでございます。

購入先は平生町の株式会社まるき屋木本でありまして、契約金額は1,089万円となります。

本物品の予定価格が700万円以上の動産でありますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議場家具につきましては、議長席1台、議員・執行部席29台、発言席・答弁席2台、ひな壇一式でございます。

このことにつきましては、12月1日に仮契約締結に至っておりますことから、議会の議決をいただいた後に本契約といたすものであります。

以上をもちまして、予算1件、事件2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

議案第68号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から議案第70号「物品の買入れについて」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 補正予算9ページの目2、林業用施設単独災害復旧工事です。

金額的には1,000万となっておりますが、どうして単独となって補助対象の災害にならなかったのか、この内容がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 建設課長から答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 友田建設課長。

○建設課長（友田 隆君） ただいまの平岡議員からの御質問にお答えさせていただきます。先ほどの9ページの単独の災害復旧費です。補助のほうになぜならなかったのかということでございます。

先日、12月14日に林道災害の査定を受けまして、その際に災害が発生している区域内以外

の部分については、単独の工事に対応をお願いするという事で査定官及び財務官のほうから指示がありましたので、こちらで計上させていただいております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 答弁をいただきましたけど、答弁になっていないと思うんです。どうして査定から外れたか、どうして単独になったかが聞きたいわけですから。査定で入らなかったというこの説明で、だから単独になったとは思いますが、どうしてそうなったかが聞きたいんです。その中身なんです。

○議長（中川 裕之君） 友田建設課長。

○建設課長（友田 隆君） 具体的な内容についてということでお答えします。特には林道災害の2号の大規模な災害のほうではあるんですが、土砂が災害現場より100メートル近く流出を下流にしております。その災害現場以外の復旧する箇所以外の部分で土砂が流れている、この部分について撤去する費用、こちらを単独で計上しております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） その理由はどうして単独で撤去しなければならなくなったのか、その査定の理由なんですよ、聞きたいのは、いろいろな査定の基準があるんでしょうけど、どうしてそれが外れたかという、そこが知りたいんです。

○議長（中川 裕之君） 友田建設課長。

○建設課長（友田 隆君） 基準ということなんですが、こちらについては災害査定の基準に基づきまして、今の災害区域、災害復旧箇所以外の部分については、自治体のほうで対応ということでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の平岡議員さんの質問に関連するんですが、先ほどの説明では、崩れた土砂がかなり広範囲に広がって流れていったと。その災害区域以外に流れた土砂を撤去したりするのに単独でやらざるを得ないと。こういう説明だったと思うんですよね。災害区域というのは一定の基準で決められるんでしょうけど、土砂が流れていったということも災害が原因で流れていくわけですから、そうしたのも補助対象になってしかるべきだと思うんですけど、なぜそういうふうに区域というのが、ある一定の基準で決められるんでしょうけど、その区域というところをどういった基準で決められるかわかれば、答えていただければと思いますが。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 基準ですけど、あくまでも国がつくっている基準なので、これがあっているかどうか、これは私どもがとやかく言える問題ではないと思うんですが、おっしゃるとおり、

災害によって起きた事象ですので、これが災害の対象にならないというのは私もちょっとどうかなというふうに思ってますんで、これは国が決める基準ですので、私どもが勝手に変えましたというわけにはいかないのです。そういう時があれば、私もなぜそうなっているのかと、基準を変えてもらいたいということを申し上げたいと思っておりますので、あるときには要望したいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第68号「令和3年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号「工事請負契約の締結について（変更）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号「物品の買入れについて」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

た。

これをもって、令和3年第14回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩 本 ひ ろ 子

署名議員 細 田 留 美 子